

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項  
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について（令和2年度）

登記所名	所有者等の探索の対象となる地域
和歌山地方法務局 (本局)	和歌山市粟
"	和歌山市内原
"	和歌山市梶取
"	和歌山市狐島
"	和歌山市紀三井寺
"	和歌山市次郎丸
"	和歌山市土入
"	和歌山市西浜
"	和歌山市西浜一丁目
"	和歌山市西浜二丁目
"	和歌山市西浜三丁目
"	和歌山市布引
"	和歌山市野崎
"	和歌山市福島
"	和歌山市船所
"	和歌山市湊
和歌山地方法務局 田辺支局	田辺市学園
"	田辺市高雄二丁目
"	田辺市高雄三丁目
"	田辺市神子浜一丁目
"	田辺市神子浜二丁目
"	西牟婁郡上富田町生馬
"	
"	
"	
"	
"	
"	
"	
"	
"	
"	